

# 一般社団法人栃木県労働者福祉センター 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般社団法人栃木県労働者福祉センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、勤労県民のための福祉・文化活動を推進し、勤労県民の経済的、社会的地位の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働者福祉センターの設置及び管理運営に関する事業
- (2) 勤労県民の福祉活動の推進及び支援事業
- (3) 勤労県民の福祉活動の調査研究及び啓蒙指導に関する事業
- (4) 勤労県民のための福利厚生文化事業
- (5) 社会貢献事業
- (6) その他この法人の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となったものをもって構成する。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）で定める社員とする。

## 第4章 総会

(構成)

第6条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第7条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 清算人及び補欠清算人の選任及び解任
- (3) 清算人及び補欠清算人の報酬等の額の決定
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項  
(開催)

第8条 総会は、解散確定総会、清算終了報告総会、及び臨時総会とする。

- 2 解散確定総会は、解散決議総会から2か月以内に開催する。
- 3 清算終了報告総会は、2025年度確定申告が終了し、残余財産額が確定した時点で開催する。
- 4 臨時総会は、次の場合に開催する。
  - (1) 清算人が必要と認めたとき。
  - (2) 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から清算人に対し、総会の目的及び招集の理由を示して総会の招集の請求があったとき。

(招集)

第9条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、清算人が招集する。

(総会の定足数等)

第10条 総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員の出席がなければ議決を行うことができない。

- 2 総会に出席しない会員は、当該総会の招集の決定を行う総会において、総会に出席しない会員が書面による議決権の行使ができることを決議した場合は、書面により議決権を行使することができる。
- 3 前項の規定により会員が書面によって議決権を行使した数は、総会に出席した会員の議決権の数に算入する。
- 4 会員は、他の会員を代理人として、当該代理人により総会に出席し、議決権の行使をすることができる。

(議長)

第11条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第12条 総会における議決権は、会員1名につき各1個とする。

(決議)

第13条 総会の決議は、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第49条第2項各号に列挙された事項については、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第14条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した清算人は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第15条 この法人に、次の役員を置く

(1) 清算人 1名

(2) 補欠清算人 1名

2 総会の決議によって清算人を選定し、清算人をもって一般法人法上の代表清算人とする。

3 総会の決議によって補欠清算人を選任することができる。

(役員の選任)

第16条 清算人及び補欠清算人は、総会において、会員のうちから選任する。

(清算人及び補欠清算人の職務及び権限)

第17条 清算人及び補欠清算人は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 清算人は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。

3 補欠清算人は、清算人を補佐し、清算人に事故あるときはその職を代行する。

(任期)

第18条 清算人及び補欠清算人の任期は、清算終了までとする。

(役員の解任)

第19条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第20条 第15条に定める役員に対して、総会において定める範囲内で算定した額を報酬として支給することができる。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第21条 この法人の事業年度は、2025年6月28日に始まり清算終了までとする。

(費用の支弁)

第22条 この法人の事業遂行に必要な経費は、保有する資産をもって支弁する。

(剰余金の処分制限)

第 23 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

## 第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 24 条 この定款は、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって変更することができる。

(解散)

第 25 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 26 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 8 章 公告の方法

(公告)

第 27 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 9 章 事務局その他

(事務局)

第 28 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置くことができる。事務局長は、総会の承認を得て清算人が任命する。

3 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、総会が定める。

(委任)

第 29 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、総会の決議を経て、清算人が定める。

<附則>

- 1 昭和 41 年 8 月 23 日施行
- 2 平成 24 年 4 月 1 日一般社団法人への移行に伴う変更
- 3 平成 24 年 5 月 25 日変更
- 4 平成 27 年 5 月 29 日変更
- 5 令和 7 年 6 月 27 日に改正し、6 月 28 日より施行する。